

豊岡市障害者計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

平成 19 年 3 月に「豊岡市障害者福祉計画」を策定し、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりを進めてきました。

「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく「障害福祉計画」をあわせたものです。

平成 23 年度の計画見直しから 4 年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、より障害者のニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

このたび、平成 28 年度末で「障害者計画」が終了するため、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、当市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する理念、基本方針を定める「障害者計画」を策定します。

2. 基本方針

障害者計画は、市民と行政とが協働して、障害者が地域で自立し共生ができる社会の実現をめざすためのものとしします。

この計画は、「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として、他の個別計画である「子ども・子育て支援事業計画」及び「老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」との整合を図りながら、障害施策を明らかにすると共に、その施策の実現に向け、当事者・市民・関係団体等及び市が取り組む障害福祉について策定します。

3. 計画の期間

障害者基本法に基づく現在の「障害者計画」は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の期間でありましたが、豊岡市障害福祉計画の見直し時期と合わせるため、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者計画			見直し					見直し				見直し
障害福祉計画	第2期計画											
			見直し	第3期計画								
						見直し	第4期計画					
									見直し	第5期計画		

4. 計画策定の組織

障害者福祉計画策定委員会を18名の委員で組織します。

(別添計画策定委員会設置要綱 別紙1)

なお、男女共同参画を促進するため、委員数の半数程度は女性委員の登用を図ります。

5. 計画策定過程における住民参加

(1) 計画策定委員の公募 一般公募による委員：2名

(2) グループインタビューの実施

(3) パブリックコメントの実施

※ アンケート調査については今回実施せず、第4期豊岡市障害福祉計画の策定時に実施したものを活用します。

6. 計画策定の流れ

別紙2のとおり

7. 計画策定スケジュール

別紙3のとおり

8. 計画の概念図

別紙4のとおり